

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、ファミリーホーム・自立援助ホームや小規模分園型母子生活支援施設の施設整備を交付対象とするとともに、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大する。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(21,500百万円)の内数)

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

170,627百万円→174,078百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

8,191百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供にいたるまでの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

○高等技能訓練促進費の拡充

看護師等経済的自立に効果的な資格養成機関の修業期間中に支給する高等技能訓練促進費の支給期間を、最後の3分の1から2分の1に延長する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために活用する自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等との連携のもと、同プログラムに基づいた支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○中小企業雇用安定化奨励金

1,647百万円

(職業安定局予算に計上)

中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給し、母子家庭の母等の正社員化を促進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

**○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施
(新規) (職業能力開発局予算に計上)**

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(10,001百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

**○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施(新規) 91百万円
(職業能力開発局予算に計上)**

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。併せて、保育サービスを提供する。

**○マザーズハローワーク事業の拡充 2,096百万円
(職業安定局予算に計上)**

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、就職のための子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人確保、出張相談等を実施する。

○養育費相談支援センター事業 69百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援

165,887百万円

○児童扶養手当 160,847百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、それら子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金 5,040百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。